新型コロナウイルス感染症に関する活動指針

令和3年11月26日

学校法人誠広学園

感染状況が落ち着いていることから、本学新型コロナウイルス感染症対策危機管理 委員会の定める新型コロナウイルス感染症に関する活動指針について、危機対応カテ ゴリーを「A(要注意)」、具体的活動指針を「レベル1」に変更します。

危機対応カテゴリー【A】 (令和3年11月26日以降)

カテゴリー	定義
A (要注意)	国の緊急事態宣言が全国的に解除され、感染の危険性が大幅に減少したと認められる場合。
B (高度警戒)	岐阜県としては国の緊急事態宣言対象地域に指定されていないものの、全国的にはまだ指定地域が残っており、感染拡大が終息しているとは認められない場合。
C (緊急事態)	国や県の緊急事態宣言などにより休業等の要請がされた場合、学内関係者に感染者が発生した場合、など。

〇具体的活動指針(令和3年11月26日~)

項目	レベル 1	レベル2	レベル3	レベル4
学生の登	授業を受ける場合	時間割変更による	原則として全学生	全学生登校禁止
校	を除き登校を自粛	時差登校、早期下	登校禁止	(遠隔授業受講の
	登校した場合も滞	校等の感染防止措	(遠隔授業受講の	ための登校及び
	在は必要最小限	置を実施	ための登校及び実	実習も不可)
			習は可)	
授業(講	感染防止措置への	部分的な遠隔授業	遠隔授業のみ	遠隔授業のみ
義、演習、	配慮	の利用	(実習は可)	(実習も不可)
実習等)		面接授業は教室収		
		容定員の6割以下		
事務業務	感染防止措置への	在宅勤務を推奨	原則として在宅勤	在宅勤務
(事務職	配慮		務	(原則として出勤
員)			本学機能維持のた	禁止)
			め必要な職員のみ	
			出勤	
出張・旅	流行地域への出	緊急事態宣言対象	緊急事態宣言対象	原則として出張・
行(教 職	張・旅行注意	地域への出張・旅	地域への出張・旅	旅行禁止
員・学生)		行の原則禁止	行の原則禁止	
			その他地域への出	
			張・旅行は自粛	
会議(教	感染防止措置への	オンライン会議を	10人程度以上の	オンライン会議
職員)	配慮	推奨	会議は原則オンラ	のみ
			インで実施	
学生の課	感染防止措置への	屋内での集会禁止	屋外での少人数活	活動禁止
外活動	配慮	等活動内容を制限	動のみ可	
研究活動	感染防止措置への	在宅での活動を推	原則として在宅で	在宅で活動
(教員)	配慮	奨	活動	
学外者の	感染防止措置への	本学運営のため不	本学運営のため不	入校禁止
入校	配慮	可欠な業務を行う	可欠な業務を行う	
	入校した場合も滞	者及び受験生のみ	者のみ入校可	
	在は必要最小限	入校可		

※原則として危機対応カテゴリーとの関係は次のとおり

カテゴリーA → レベル1

カテゴリーB → レベル2

カテゴリーC → レベル3又は4